

土肥ホームにおける感染拡大防止の対策

令和4年7月13日現在

厚生労働省及び静岡県より公表の「社会福祉施設等における感染拡大防止に関する留意点」に従い、下記の対策を徹底致します。

- 対策① 面会について、一部制限付きの感染対策を徹底した対面による面会を実施。
体調不良や終末期等、施設から面会を依頼する場合等はこの限りではない。
- 対策② 毎朝、利用者の体温を測定し、発熱が認められる場合「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ適切な相談及び受診を行う。
- 対策③ 利用者の感染が疑われる場合及び濃厚接触が疑われる場合の対応について、協力医療機関や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受け、その指示に従いサービスの縮小、サービス提供の見直し等の措置を行う。
- 対策④ 利用者に発熱（37.5 度以上）・感冒症状等が見受けられた場合は、居室内にて隔離対応。フェイスガードや使い捨て予防着を着用して固定のスタッフが援助を行う。
- 対策⑤ 職員については、出勤前に体温を測定し、発熱37.5度以上の場合は、出勤を行わない。また過去に発熱が認められる場合、解熱後24時間以上経過し呼吸器症状が改善傾向となるまで同様の取り扱いとする。

～更により安心してご利用頂くための対策として～

- ・職員の健康チェック（検温・感冒症状の有無）と常時マスク着用。
- ・職員の手指消毒、1ケア1手洗いの徹底。
- ・土肥ホーム全館一斉の感染拡大防止対策への参加。
生活スペースの消毒（手すり、ドアノブ、テーブルやイス、トイレ、など）
- ・職員の接触確認アプリ「COCOA ココア」の活用。
- ・利用者に係る介護時、マスク及びフェイスシールド、手袋を装着してのケアを徹底。
- ・次亜塩素酸 空間除菌脱臭機「ジアイーノ」を設置。

すべての皆様に安心してご利用頂く為にも、感染拡大防止対策を徹底しております。

何卒ご理解・ご協力の程よろしくお願い致します。